

＜一般委託＞

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事前調査業務委託 仕様書

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事前調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	旧浦賀警察署解体工事施工場所に隣接する家屋物件に対して、工事による影響が生じたかどうかを正確に判断する資料を得るために、家屋物件の状態を調査することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日まで（ただし、調査期間は令和6年2月20日まで）
3	施行場所	浦賀三丁目69番1ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、国土交通省の補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく、「事業損失部門」での登録を受けていることを要件とする。
8	契約方法	総価契約（委託内容 内訳書⑮⑯）及び単価契約（委託内容 内訳書①～⑭）による業務委託契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	浦賀行政センター 松尾 046-841-4155

＜指示又は希望事項＞

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

内訳書(令和5年度)

(税抜き)

工種		細別	規模	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)	備考
①	家屋事前調査	木造建物A	70㎡未満	棟	2	161,708		
②	家屋事前調査	木造建物A	70㎡～130㎡未満	棟	6	203,111		店舗(1棟)
③	家屋事前調査	木造建物A	130㎡～200㎡未満	棟	2	263,490		店舗(1棟)
④	家屋事前調査	木造建物A	200㎡～300㎡未満	棟	1	364,819		
⑤	家屋事前調査	非木造建物イ	200㎡未満	棟	3	213,512		店舗(1棟)
⑥	家屋事前調査	非木造建物イ	600㎡～1,000㎡未満	棟	1	303,974		外部調査のみ、 店舗・事務所(4戸)、共同住宅(6戸)
⑦	家屋事前調査	非木造建物イ	1,500㎡～2,000㎡未満	棟	1	513,186		外部調査のみ、店舗
⑧	家屋事前調査	非木造建物ハ	200㎡未満	棟	1	142,203		
⑨	家屋事前調査	区分所有建物等	65㎡～100㎡未満	戸	10	98,255		店舗・事務所(4戸)、共同住宅(6戸)
⑩	家屋事前調査	区分所有建物等	300㎡～500㎡未満	戸	1	303,464		店舗
⑪	家屋事前調査	区分所有建物等	1,183.98㎡	戸	1	710,844		店舗
⑫	家屋事前調査	工作物	100㎡未満	箇所	11	87,952		
⑬	家屋事前調査	工作物	100㎡～300㎡未満	箇所	3	111,449		
⑭	家屋事前調査	工作物	630㎡～1,300㎡未満	箇所	1	321,938		
⑮	家屋事前調査	打合せ協議	中間打合せ1回	業務	1	244,050		
⑯	家屋事前調査	その他諸経費等		式	1	11,871,555		

※契約単価は、契約者が記入すること

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

※細別の表記は、神奈川県設計業務等標準積算基準書参考資料による

※建物の調査にあたって、建物内部の調査を拒否されたものについては、契約単価に60%を乗じて精算(1円未満の端数切り捨て)するものとする。

※契約単価は、履行期間終了までの賃金及び物価変動等(技術者単価表の改定に伴う変動等)を勘案した金額とすること。

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事前調査業務委託 業務仕様書

1 一般事項

(1) 業務内容

- ① 調査対象の家屋、物件の亀裂の状態、傾斜の程度を工事前に調査し、別途実施する旧浦賀警察署解体地周辺家屋事後調査業務委託との比較から損傷部分の変化を調べる。
- ② 所有者が誰（個人、法人、共有名義等）であるかを明確に把握する。
- ③ 調査は、当該物件の所有者（居住者）等立会いのもとに行う。

(2) 調査対象

調査対象は、監督員の指示に従うものとする。なお、調査対象件数は、別添内訳書のとおりとする。

(3) 履行期間

履行期間は、契約日から令和6年3月31日までとする。ただし、調査期間は令和6年2月20日までに実施する。

2 調査項目

調査項目は、原則として次の項目について実施し、その損傷の有無にかかわらず必ず写真撮影をする。

(1) 家屋の全景

調査対象家屋と周辺家屋との相対的位置関係、及び建物の種類がわかるように、全景写真を撮影する。

(2) 外壁モルタルの亀裂

外壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は、地表面より原則として2mの高さの範囲にある代表的な亀裂について実施する。

(3) 内壁の亀裂

内壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

(4) タイル張り部分の亀裂

便所、風呂場、玄関等のタイル張り部分の亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

(5) 内壁と柱、廻縁などのすき間

内壁と柱、廻縁などのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

(6) 柱、床などの傾斜

柱、床などの傾斜は、必ず直交する二方向の傾斜状態を測定する。

(7) 建具の建付状態について、柱と窓枠とのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

(8) 土間、布基礎などの亀裂

土間、布基礎の亀裂については写真撮影をする。

(9) 建物の沈下、傾斜

沈下、傾斜の測定については、測定可能な2～4点の外壁下端及び基礎上端にて行う。

(10) その他

上記以外でも、工作物（門扉等）の傾斜、擁壁及び池の状態等工事の影響が及ぼされると考えられるものは随時写真撮影を行う。

3 調査方法

(1) 亀裂幅

亀裂幅は、原則として最大亀裂幅の計測とし、0.5mm 単位で測定する。

(2) 亀裂長

亀裂長は、亀裂の発生端と先端との直線距離を 1mm 単位で測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。

(3) すき間間隔

内壁と柱、廻縁などのすき間は、最大すき間間隔を 0.5mm 単位で測定する。

(4) 柱の傾斜

柱に沿って下げ振りをたらし、水糸 1 m 間の柱から水糸までの水平距離を 0.5mm 単位で読み、その差で傾斜の程度を表示する。

(5) 床の傾斜

床の傾斜度は、2 方向について 1mm 単位で測定する。

(6) 建付け状態

建具の建付け状況は、閉じた状態での窓枠、柱とすき間間隔を 1mm 単位で測定する。

(7) 建物の沈下、傾斜

測定は、外壁、柱、敷居、床等で、下げ振りをを用いて 1mm 単位で測定する。外部については、レベル測定器により計測する。

4 写真撮影

(1) カメラ

改ざん防止機能が付いたデジタルカメラを使用する。

(2) 撮影項目

撮影対象物は、2 の調査項目とし、その損傷の有無にかかわらず撮影する。

(3) 撮影方法

写真撮影は、原則として撮影対象として測量用ポール等にて指示し、黒板に次の項目を明示して撮影する。

- ① 撮影年月日
- ② 撮影家屋番号及び家屋所有者名
- ③ 撮影対象名
- ④ 測定値
- ⑤ その他

(4) 撮影枚数

写真撮影の枚数は、必要に応じて枚数を増減する。

5 間取り平面図、スケッチ及び点の記

(1) 間取り平面図

調査家屋の間取り平面図を描く。

(2) スケッチ

スケッチは、写真撮影を補足するため必ず実施する。

特に撮影不可能な場所や測定値が記入できない場合に実施する。

(3) 点の記

亀裂幅、亀裂長、内壁と柱、廻縁とのすき間間隔などの測定点を明確にするために、点の記を書く。

6 報告書

(1) 調査報告書

受託者は、家屋等事前調査報告書の作成について、報告書の大きさはA4判とし、業務件名、調査件名、業務概要、調査内容等を記載し、次の図書を添付するものとする。

① 調査対象区域配置図

調査対象区域配置図を1,000分の1程度の縮尺で描き、調査家屋番号を記入する。

② 調査家屋一覧表

調査家屋は、次の項目を記述した一覧表を作成する。

(ア) 家屋番号

(イ) 建物所有者名、建物所有者住所及び建物所有者電話番号

(ウ) 建物所在地及び建物使用者名

(エ) 建物の種類、用途、経過年数及び延床面積

(オ) 損傷の概要

③ 立会い確認書

確認書に所有者（住居者）等が自署したもの。

④ 間取り平面図

調査家屋ごとに、間取り平面図を整理し、報告する。

⑤ スケッチ

調査家屋にて、特に写真撮影や計測が不可能な場合、スケッチにて写真を補足する。

⑥ 写真集

写真集の大きさはA4判とし、原則として1冊にまとめる。

写真の大きさは、サービス判（カラー）とし、1ページ3枚ずつ台紙に整理し、各々に説明をつける。

⑦ 点の記(亀裂等の測定位置オフセット)

(2) 報告書提出部数

2部提出とし、原図はまとめて1部作成する。

(3) 業務完了届の提出

業務完了後は、報告書と併せ業務完了届を提出すること。

(4) 検査方法

業務完了届の提出後、10日以内に市職員の検査を受け、検査済をもって業務の完了とする。

8 その他

(1) 調査上知り得た情報については、秘密を厳守し、外部に漏らすことのないようにすること。

(2) 本業務を再委託することを禁ずる。

(3) 本業務完了後、令和6年度に旧浦賀警察署解体地周辺家屋事後調査業務委託の発注を予定している。事前調査との比較検証が必要となることから、委託者と受託者の両方が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、本業務の履行を実施した者と上記の委託業務を随意契約する。

(4) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。